調査があったこと ·····更正·····予知

正申告をしても、それが 当初申告に対する調査に よる更正が予知されてのこと でない限り、加算税は課され ません。それでは、会社に出 向いての税務調査が始まって から、納税者側が申告の誤り に気付き、即座にその誤りを 正す修正申告書を提出した場 合は、どうでしょうか。

ういう問題をめぐって裁 └── 判になったピッタリの事 例があります。

務署が調査開始したから といっても必ずしも非違 事項が判明するとはいえず、 判明する恐れがあることを納 税者が覚知していたとしても、 それだけでは、「更正がある べきことを予知ししていたと は言えないため、過少申告加

算税は課されない、というの が地裁判決の内容でした。平 成 24年 9 月25日の判決で、国 側控訴せず、で納税者勝訴が 確定しています。

正申告に加算税が課され るのは、「調査があった こと…更正…予知」という法 律の文言から、「調査」が前 提となるのですが、加算税事 案においては、「調査」とは、 臨場調査の意味で、税務署内 での机上調査は「調査」には 該当しません。

近発遣された国税通則法 個別通達に、税務署から の次のような要請行為は「調 査 があったことによる行為 には該当しないものと、明記 されています。

① 要添付書類の自発的添付の

要請行為

- ② 計算・転記誤り、記載漏れ の指摘による修正申告書の 自発的提出の要請行為
- ③ 税法の適用誤り可能性の指 摘による修正申告書の自発 的提出の要請行為
- ④ 申告の必要の指摘による無 申告者へ申告書の自発的提 出の要請行為
- ⑤ 源泉徴収税額の納付漏れ可 能性の指摘による自主納付 の要請行為

人税法に欠損金の繰戻し 還付の規定があり、そこ には、「調査」することが還 付のための必要条件とされて いますが、多くの場合、臨場 調査のないままの繰戻し還付 が実行されています。ここで は、「調査」は机上調査と解 されています。

律上の「調査」の文言は、 場合によって使い分けら れるもの、多義的なもの、の ようです。

ぶと の子作 Ĺ 身、 鯛 鯛 5 ぶ、 お、 の料 日 蒸し、 清明。 塩 峠 鯛 味噌、 鯛ち b 焼、 理 を あら煮、 り、 煮付、 鯛茶漬、 並 20 日穀雨。 浜焼など。 あら 7 2 皮 鯛で 行き れ ば

新年度 真鯛 桜 春 桜鯛と 爛漫、 安宿とあなどるなか 0 は、は、 頃、 0 ス ě, ハター 学校も その色を賞美 赤味を帯びた 花見鯛とも。 トです。 新学年



4月の税務メモ

10日

15日

30日

(地方条例)

税) (国

(地方税)

- ○3月分源泉所得税の納付(特例適用 者を除く)
- ○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間(予定)申告
- ○3月分個人住民税特別徴収分の納付
- ○給与支払報告に係る異動の届出
- 8 月決算法人の確定申告 8 月決算法人の中間(予定)申告 非課税法人の住民税均等割の申告
- ○軽自動車税の納付
- ○固定資産税、都市計画税の納付 ○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)
- ★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。

だが ほと 今月こそ幸福を見逃す 福 んど見過ごし これを迎える準 は 毎 月や つ 来 てしまう。 備 が できて な け

れ

ば

アメリカの実業家

デ

ル

力

ネギ

1